

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成30年3月12日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（平成30年1月29日付け特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書によるもの。）及び特別児童扶養手当資格喪失処分（平成30年1月29日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書によるもの。）（以下これらを「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書（意見書を含む。）、主張書面及び口頭意見陳述より）

以下の理由から、本件処分の取消しを求める。

ア 前回の手続（平成27年の特別児童扶養手当認定時の手続）で提出した診断書の内容と同じ内容の診断書であるにもかかわらず、「医師の判断」という理由だけで「該当しない」と処理された。診断書で判断するに当たり、明確な判断基準や認識の統一化がされていないのにも関わらず、前回と同じ内容の診断書で、今回は「該当しない」とされた判断は違法であり、日々、障害と向き合い生活する私達親子は納得がいかず、精神的苦痛を受けた。

前回と同じ内容の診断書であるにもかかわらず、今回は「該当しない」と判断された理由についても具体的に明示されていない。

イ 対象児童の障害の程度が発達障害の認定基準に該当しない理由の一つとして、「小学校では普通学級に在籍し、中学校に進学してからも引き続き普通学級に在籍していること」を挙げているが、学校の先生の支援を受けながら普通学級に在籍しているのであり、普通学級に在籍していることを理由に発達障害の認定基準に該当しないと判断することは、不当である。

ウ また、「前回の認定時において2年間の療養の経過を見ることとした」というが、当時そのような説明は受けておらず、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）における認定要領2（4）及び2（5）ウに基づく必要な調査及び適正な判定が2年間なされずに、診断書のみで行われた判定を根拠とした本件処分は、不当である。

エ 本件処分時の理由の説明は、処分通知書中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第三に定める障害の状態に該当しないため」のみであり、その他は全て口頭によ

る説明のみであった。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書（補足説明書を含む。）の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 令別表第三に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書1」という。）における対象児童の状態について、局長通知における認定基準に照らすと、「対人相互性の困難さ、言語コミュニケーションの苦手さ」が認められ、「衝動的な行動や周囲との衝突を防ぐために随時一応の注意を必要とする」ものの、小学校では普通学級に在籍し、中学校に進学してからも引き続き普通学級に在籍していることや、多動傾向等については薬物療法により症状が軽減していること、日常生活は概ね自立していることから、発達障害における認定基準の2級に相当すると認められるものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度にあるとは認められず、対象児童の状態は、令別表第三に定める障害の状態には該当しないと解される。

また、局長通知において「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するもの」とされており、障害の程度を総合的に判断する際の一つの要素として、特別児童扶養手当認定診断書に記載されている対象児童の教育歴を考慮することに不合理な点は認められない。したがって、普通学級に在籍していることを障害の程度を総合的に判断する際の一つの要素としてとらえ、多動傾向等については薬物療法により症状が軽減していることや、日常生活は概ね自立していることも考慮し、対象児童の障がいの状態が、令別表第三に定める障害の状態には該当しないと判断した障害認定審査医の判断を基に、処分庁が本件処分を行ったことに不当な点は認められない。

イ 本件処分に係る判断基準の妥当性について

対象児童に係る前回の特別児童扶養手当有期再認定請求に当たり審査請求人が提出した診断書の記載内容を見ると、診断書1と同様、特定不能の広汎性発達障害については薬物療法等により症状が軽減され、日常生活能力の程度は「概ね自立している」とされている。故に、前回認定においても、対象児童の状態は、令別表第三に定める障害の状態に該当しないと判断もあり得るものであ

ったと考えられるところ、障害認定審査医が、対象児童が小学生であり、対象児童の障害の程度の変動が予想される状態であることを考慮し、特に2年の期間を定めて障害の程度を2級と認定し、療養の経過をみることと判断し、これを基に処分庁が判断を行ったものである。また、対象児童が中学校に進学してからも引き続き普通学級に在籍しており、障害の程度の変動が予想される状態にあるとは認められないことから、本件処分における判断に至ったことに不合理な点は認められない。

ウ 局長通知に基づく必要な調査及び適正な判定について

障害の認定に当たっては、特別児童扶養手当認定診断書をもとに、障害認定審査医が障害の状態を審査しており、障害認定審査医が特別児童扶養手当認定診断書のみでは認定が困難と判断した場合には調査等を求められることがあるが、本件処分に当たっては、障害認定審査医からそのような求めがなかったため、調査等を行わなかったものである。

なお、認定要領2（5）ウに定める必要な期間を定めた再認定は行っていない。

エ 本件処分時の理由の説明について

本件処分に係る「特別児童扶養手当有期再認定却下通知書」には、「令別表第三（児童）の障害の程度に該当しない」と記載しているが、令別表第三は、児童扶養手当法（昭和39年法律第134号）第2条第5項に基づき、特別児童扶養手当の支給対象となる障害等級に該当する程度の障害の状態を数値的指標により定めているものであることから、単に拒否処分の根拠規定を提示したのではなく、本件処分における却下した理由の提示の内容について、行政手続法第8条に違反するものではない。

4 調査審議の経過

平成30年5月11日 審査庁からの諮問の受付

平成30年5月18日 調査審議

平成30年6月29日 審査請求人による口頭意見陳述の聴取及び調査審議

平成30年8月7日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 令別表第三に定める障害の状態に該当しないという判定について

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、局長通知の認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされている。また、精神の障害のうち、発達障害における認定基準については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うこととされており、各等級に相当すると認められるものを例示すれば、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるた

め、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」が1級に、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が2級に該当する旨規定している。

診断書1では、日常生活能力の程度については、7項目のうち6項目が「自立」、1項目が「大体わかる」とされ、中学校に進学した現在も、小学校に引き続き普通学級に在籍しており、多動傾向等についても薬物療法により軽減していると記載されている。

こうした事実関係に基づき、局長通知の発達障害の認定基準に照らして、障害認定審査医が診断書1を基に対象児童の障がいの程度について局長通知の認定基準には該当せず令別表第三に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、それを受けて本件処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点があるとは認められない。

さらに、審査請求人は「普通学級に在籍している」ことを理由に発達障害の認定基準に該当しないと判断することは不当であると主張している。

この点について、局長通知の認定基準では、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされている。

また、審査会が本件処分と比較するため、「普通学級に在籍してもなお局長通知に定める認定基準の障害の状態に該当する事例」について行政不服審査法第74条の規定に基づき審査庁に説明を求めたところ、普通学級に在籍しながら認定基準に該当する精神障害の事例2件について説明があり、対象児童の個別具体的な状況等を総合的に勘案し判定されていることが確認された。

以上のことから、診断書から普通学級に在籍していることを総合的に判断する際に一つの要素としてとらえ、多動傾向等については薬物療法により軽減していることも考慮し、対象児童の障害の状態は、法に定める基準には該当しないという障害認定審査医の判断を基に、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分に係る判断基準の妥当性について

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、局長通知の認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされている。また、診断書のみでは認定が困難と障害認定審査医が認めた場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うこととされている。

このことから、障害認定審査医が、対象児童が中学校に進学してからも引き続き普通学級に在籍しており、障害の程度の変動が予想される状態にあるとは認められないことから、本件処分の判断に至ったことに不合理な点は認められない。

また、本件処分の障害の認定に当たって、認定要領に定める調査等が行われなかった点については、障害認定審査医が障害の認定を行う際に、診断書のみで判

定が可能であり調査不要とした以上、この障害認定審査医の判断を基に、処分庁が調査を行わなかったことに違法又は不当な点があるとまでは断定できない。

(3) 本件処分における手続の妥当性について

処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）第 18 条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当有期再認定請求却下通知書を審査請求人に交付し、さらに、同規則第 24 条に基づき、特別児童扶養手当の支給要件である障害の状態が認められなくなったことについて、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付しているが、これらの通知書における処分理由の説明について妥当かどうかの検証を行う。

行政手続法第 8 条第 1 項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあった時にこれを示せば足りる。」と規定している。

同項に関連する判例は、「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべき」（最高裁判所昭和 38 年 5 月 31 日判決）ことを前提として、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければなら」ない（最高裁判所昭和 60 年 1 月 22 日判決）としている。

本件処分の通知書における却下の理由をみると、「令別表第三に掲げる障害の程度に掲げる障害の程度に該当しない」となっている。これについて、処分庁は、令別表第三は、児童扶養手当法第 2 条第 5 項に基づき、特別児童扶養手当の支給対象となる障害等級に該当する程度の障害の状態を数値的指標により定めているものであり、単に拒否処分の根拠規定を示したものではないと説明しているが、令別表第三では、視力や聴力については具体的な数量的指標を示しているといえるものの、精神障害については「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの」と規定しており、数量的指標その他の客観的指標により明確に定められているとまでは言い難いと考ええる。

このため、本件処分は、行政手続法第 8 条に照らすと、瑕疵があることは認めざるを得ず、本件処分は取り消されるべきとする判断も無下に否定できない。しかしながら、却下理由の明示については、その後の口頭意見陳述を含めた審査の経過を通じて、審査請求人に十分説明がなされ、その目的は実質的に果たされたことと解されることから、審査会としては、当該瑕疵は、治癒されたものとして、処分内容の妥当性について判断を行ったとしても、審査請求人の不利益にはならないと思料する。

なお、審理員の審理手続において違法な点は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

6 付言

審査会の結論は、1のとおりであるが、5審査会の判断の理由(3)で述べたとおり、本件処分のお知らせにおいて「令別表第三に掲げる障害の程度に掲げる障害の程度に該当しない」とした却下理由の説明は不十分である。

今後、処分庁は、精神障害に係る特別児童扶養手当認定請求及び有期再認定請求を却下する場合においては、請求者が請求却下となった理由を明確に認識し得るよう、却下となった具体的な理由を書面により示すべきと考える。

また、審査請求人は、診断書で判断するに当たり、明確な判断基準や認識の統一化がなされていないにも関わらず、前回と同じ内容の診断書で、今回は「該当しない」と判断された理由と、その判断が正当なものであったかの行政の見解を求めていることから、審査庁において本件審査請求の裁決に際して、当該理由及び見解について、これまでの説明に加えて審査請求人へ説明を行うことが望ましい。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里